

意見申出事例集

(平成 19 検査事務年度までの申出事例)

平成 20 年 7 月
金融庁検査局

目次

・はじめに	3
・記載事例	
事例 1 <u>法令等遵守：出資法第5条関係について</u>	4
事例 2 <u>法令等遵守：督促の反復継続について</u>	5
事例 3 <u>法令等遵守：契約締結時の書面の交付について</u>	6
事例 4 <u>法令等遵守：受取証書の交付について</u>	7
事例 5 <u>法令等遵守：交渉記録未記入について</u>	8
事例 6 <u>法令等遵守：債権証書未返還について</u>	9
事例 7 <u>債務者区分：親会社支援見込について</u>	10
事例 8 <u>債務者区分：財務内容の実態判断について</u>	11
事例 9 <u>債務者区分：経営改善状況と今後の見通しについて</u>	12
事例 10 <u>債務者区分：債務償還能力の判定について</u>	13
事例 11 <u>債務者区分：経営改善計画の妥当性について</u>	14
事例 12 <u>債務者区分：貸出条件緩和債権の認定について</u>	15
事例 13 <u>債務者区分：急激に資金繰りの悪化した先について</u>	16
事例 14 <u>債務者区分：「ベンチャー企業」の実態判断について</u>	17
成長性に係る判断①	
事例 15 <u>債務者区分：「ベンチャー企業」の実態判断について</u>	18

成長性に係る判断②

事例 16	債務者区分：土地開発公社の債務者区分について……………19
	経営改善計画の妥当性の検証
事例 17	債務者区分：プロジェクトの進捗状況に係る債務者区分に ついて…………… 20
事例 18	担保評価：担保評価の前提条件について……………21
	将来の利用方法を前提とした担保評価に係る判断
事例 19	償却引当：破綻懸念先の引当額の算定について①……………22
	期末において算定期首Ⅲ分類額を上限として、債務者毎の毀 損額を認識していることに係る判断
事例 20	償却引当：破綻懸念先の引当額の算定について②……………23
	取引先支援専担部署の管理先に対する引当方法に係る判断
事例 21	償却引当：異常値控除の取扱いについて……………24
	地方公社向け貸出金に係る判断
事例 22	会計処理：有価証券の保有区分について……………25
	外国債券における額面金額による償還の要件に係る判断
事例 23	会計処理：有価証券の保有区分について……………26
	満期保有目的区分としている債券の一部をアウトライヤー 基準対策で売却方針とした際の保有目的区分について
事例 24	会計処理：不動産流動化後の買戻しについて……………27
	流動化物件を短期間に買戻しした場合の会計処理に係る判断
・(参考)	……………28

はじめに

以下に紹介する事例は、平成12年1月の意見申出制度導入後、19検査事務年度までに申出がなされた348事案の中から、金融機関のリスク管理等の参考になると考えられる事案について、審理結果を含め、その概要を意見の相違した点にポイントを絞って記載したものです。

なお、個別事例の採用については、適時、見直しております。

- ※1) 「意見申出制度の目的と趣旨」については、別紙(参考)を参照願います。
- ※2) 以下の事例の内容は、個社名等の特定を避けるため、事例紹介用に審理結果の結論が変わらない範囲で、内容等を変更しています。
- ※3) 各事例における「事実関係」は、検査中の議論及び資料から重要と考えられる事項に絞って整理したものです。
- ※4) 公認会計士協会発出の各種実務指針等に基づいて判断している事案については、各々の検査における検査基準日時点における判断です。

(事例 1) 法令等遵守 (出資法第 5 条関係について)

争点

出資法第 5 条の「みなし利息」について (業種：貸金業)

被検査機関意見 (貸付けに関し受ける金銭のうち、業者の利得となるものを利息とみなすべき)

- ① 受領、すなわち「金銭を受ける」とは、当社の所得に計上できるもの。
本件では、公正証書作成費用を司法書士の代理として一時的に預かったもの。
- ② 受領していないにもかかわらず、貸主が一旦手にしただけで金銭を受けたとみなした場合、貸主が手に触れたか否かで実質金利が変化することとなり不合理。

検査官意見 (貸付けに関し受ける金銭は全て利息とみなすべき)

- ① 最高裁判決 (S57. 12. 21) において、貸付けに関し受ける契約締結費用や弁済費用が利息とみなされることは当然のこととされている。
- ② 出資法の上限金利は引下げられたが、「みなし利息」の例外規定は設けられていないことから、上述の最高裁判決の解釈に変更はないとするのが相当。

事実関係 (最高裁判決当時と本件意見申出時点の差異)

- ・ 出資法上限金利 109.5% → 29.2%
- ・ 最高裁判例では貸主が長期間金銭を保有、一方本件では一時的な預かり。

審理結果の概要 (検査官意見が妥当)

- ① 出資法第 5 条の趣旨は、貸金業者等においては、費用の名義での利息の受領など、種々の名義で脱法行為が行われることも予想されることから、その防止のため、その貸付けに関し受ける金銭について、実質的に費用であっても例外を認めず、全て利息とみなすこととしたものと解される。
- ② よって、「貸付けに関し受ける金銭」は、実際の利得の有無や、代理、委託関係の有無を問わず、貸主自身が受け取ったと認められる全ての金銭を指すと解釈するのが妥当である。
- ③ なお、「金銭を受ける」とは物理的に手が触れたか否かのみで判断することではない。例えば、業者が公正証書作成費用を受け取ったその場で、直ちに司法書士に手渡すような場合までも一律に含めるものではない。

Point 貸付けに関し受ける金銭は全て利息とみなされる。

- ・ 代理としての受領、あるいは一時的な預かりであって、一切の利得を得ていないような場合でも、金銭を受けた事実をもって、名義の一切を問わず全て利息とみなされる。

(事例 2) 貸金業法第 21 条 (督促の反復継続)

争点

自営業の債務者が後刻連絡する旨を伝えているにもかかわらず、その後も集中して電話督促したことについて

被検査機関意見 (貸金業法第 21 条に違反しない。)

- ① 当日午後のお金入金では事故登録されてしまうことから、担当者はこれを回避するために必死に連絡をしたものである。
- ② 貸金業法の問題はあるものの、事故登録されると債務者に対し、法的手続きでの回収などが行われるため、債務者が営業継続の危機に晒されることを回避するために行ったものである。

検査官意見 (貸金業法第 21 条に違反する。)

当社の行為は、債務者の私生活もしくは業務の平穩を害する言動に該当し、貸金業法第 21 条に違反する。

事実関係

- ・ 当社は債務者に対し、7 月 21 日以降継続して督促を行った。
- ・ 督促は、7 月 30 日までは 1 日 2 回程度であったが、31 日には 5 回にわたり行われ、仕事より債務の履行を優先するよう求めている。
- ・ 特に、8 月 1 日の午前には、債務者が「30 分後に連絡する。」と伝えているにもかかわらず、5 分後には架電し、その後も 4 回にわたり督促を継続し、3 時間半の間に計 13 回もの督促を行った。
- ・ このような督促を受け、債務者は、財務局に対し、「営業妨害なので何とか電話をやめさせてほしい」との苦情を申し入れた。

審理結果の概要 (検査官意見が妥当)

- ① 当社は、8 月 1 日午前中、最長でも 3 時間半の間に、債務者に対し合計 13 回もの督促行為を行っている。その中には債務者が仕事なので後刻連絡するとしているにもかかわらず、5 分後には架電するなど、業務妨害的な電話もあった。
- ② このような督促を受け、債務者は財務局に対し上記のとおり苦情を申し入れているのであり、私生活又は義務の平穩を害するような言動が行われたと認められる。

Point

- ・ 貸金業法第 21 条の趣旨は、恐喝罪、強要罪等により処罰される程度に至っていない場合でも、債務者等の私生活や業務の平穩を害するような社会的に不適切な取立行為を未然に防止しようとするものである。
- ・ よって、債務者に支払い等を強要するに足りる言動である必要はなく、その言動により債務者の私生活や業務の平穩を害するようなものであれば足りると考えられる。

(事例3) 貸金業法第17条第1項 (契約締結時の書面の交付)

争点

契約締結時に顧客に交付する「契約の内容を明らかにする書面」(以下、「17条1項書面」)において、本人確認書類欄の記載が通数のみの表示になっていることについて

被検査機関意見 (貸金業法第17条第1項に違反しない。)

当社において契約締結時に顧客へ交付する17条1項書面は、当社の内部規程により、本人確認書類の欄に通数を記載することとしているものであり、問題はない。

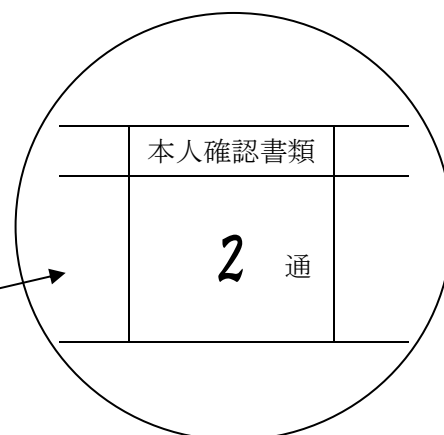
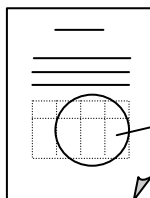
検査官意見 (貸金業法第17条第1項に違反する。)

顧客との契約締結時に交付される17条1項書面には、貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容を記載することとなっており、通数のみの表示では、記載漏れとなる。

事実関係

当社では、第17条1項書面のうち、本人確認書類を通数のみ記載するように、内部規程により様式を定めている。

この取扱いの場合、例えば、「外国人登録証明書」と「請求書」の2種類の書類で確認した場合には、「2」と記載される。



審理結果の概要 (検査官意見が妥当)

当社の取扱いでは、本人確認書類に関して、契約者がいかなる書面を業者に交付したのかを認識することが困難であるから、第17条1項書面に「貸付けに関し貸金業者が受け取る書面の内容」が記載されているとは認められない。

Point

- ・ 貸金業法第17条第1項の趣旨は、契約内容をめぐる紛争が発生することを防止することにあると考えられる。
- ・ また、同条項を受けた貸金業規制法施行規則第13条第1項第1号ハの趣旨も、後日の紛争を防止するため、契約者が貸金業者に対していかなる書面を交付したのか明確にすることにあると考えられる。

(事例 4) 貸金業法第 18 条第 1 項 (受取証書の交付)

争点

債務者の連帯保証人が保証債務の一部を履行した際に交付した受取証書に元本への充当額及び弁済後の残存債務の額が記載されていないことについて

被検査機関意見 (貸金業法第 18 条第 1 項に違反しない。)

主債務者の元本に対して一部の入金であったため、損害金への充当か、元本への充当かが不明であることから、仮受金とし、後日充当内容を連絡することとしたものであり、よって、貸金業法第 18 条第 1 項には違反しない。

検査官意見 (貸金業法第 18 条第 1 項に違反する。)

当社は、連帯保証人が保証債務の一部を履行した際に交付した受領証書に貸金業法第 18 条第 1 項に定める元本への充当額及び弁済後の残存債務の額を記載していないことから、貸金業法第 18 条第 1 項に違反する。

事実関係

- 本件において当社で交付した受領証書には以下のように記載されている。

(注) 今回の入金については、各貸付けの元利金の一部として仮に受領いたします。今後、不足分が入金され次第、合算して約定の元利金に充当処理いたします。ただし、不足分の入金が行われず、期限の利益喪失扱いになった場合、今回入金された金額は全額元本に充当されますので、ご了承ください。

審理結果の概要 (検査官意見が妥当)

- 貸金業法第 18 条第 1 項は、弁済の都度直ちに受取証書を交付することを定めており、その記載事項として、主債務元本等への充当額及び弁済後の残存債務額が定められているのであるから、同条項が、弁済の都度、直ちに充当方法を決定することを求めていることは明らかである。
- 当社主張のとおり、「受領証書」には「元利金の一部として仮に受領する」旨の記載があるが、一部弁済があった場合の充当方法については、当社と連帯保証人との間の契約に定めがある上、契約によっても判断できない場合は、民法に基づいて決定されることから、弁済を受けたにもかかわらずどの債務にも充当しないことは許されない。
- 仮に、弁済を受けた際どの債務にも充当せずに仮受金処理をすることを許容すると、債務者や連帯保証人が残債務額を明確に認識できず、元利金を超える過剰入金を発生させたり、後日の紛争を誘発するなどの危険がある。

Point

受取証書の交付において、以下の事項を満たす必要がある。

- 貸金業法第 18 条に定められた事項が全て記載されていること
- 貸金業法第 18 条第 2 項の場合を除き、弁済と引換えにその都度直ちに交付されること
- 弁済者の請求の有無に関係なく交付されること

（事例 5）貸金業法第 19 条（交渉記録未記入）

争点

債務者の連帯保証人に対し内容証明郵便で発送した「ご通知」が、交渉記録に記載されていないことについて

被検査機関意見（貸金業法第 19 条に違反しない。）

連帯保証人に対し発送した文書は、「ご通知」であり、記載する必要のない事項であり、貸金業法第 19 条には違反しない。

検査官意見（貸金業法第 19 条に違反する。）

単なる通知であっても、連帯保証人との交渉であることから、本件は、貸金業法第 19 条に違反する。

事実関係

- 「ご通知」の内容は、以下のとおりとなっている。

ご通知

貴殿は主債務者様の債務について、連帯保証を頂いているところですが、主債務者様は〇月〇日以降返済がなかったことから、期限の利益を喪失致しました。つきましては貴殿に一括弁済を請求することといたしました。誠に勝手ではありますが、後記期限内に当社に弁済案の提示をお願いいたします。

なお、誠に遺憾ながら貴殿に対しましても〇月〇日をもちまして法的手続きに着手いたしましたのでご連絡いたします。

審理結果の概要（検査官意見が妥当）

- ① 当社は、「連帯保証人に対し発送した文書は、『ご通知』であり、記載する必要のない事項である。」としているが、上記内容証明郵便の内容からすれば、「ご通知」であり交渉ではないとはいえない。
- ② このような内容証明郵便を発送した事実は、「交渉の経過の記録」として、記載が必要である。

Point

- 貸金業法第 19 条は、貸金業者における債務者等との交渉の経過についての苦情やトラブルが依然として多かったことから、資金需要者等の保護などを目的に、交渉の経過の記録を記載・保存させることとしたものである。
- なお、交渉の経過の記録は、交渉の相手方、交渉日時、場所及び手法（電話、訪問等）、交渉担当者、交渉内容などが主な記載内容であると考えられる。

(事例 6) 貸金業法第 22 条 (債権証書未返還)

争点

完済した貸付けについて、遅滞なく返還しなければならない債権証書を長期間返還していないことについて

被検査機関意見 (貸金業法第 22 条に違反しない。)

債務者と連絡が取れず、証書の送付先が確認できなかったものであり、貸金業法第 22 条に違反しない。なお、現在は返還済みである。

検査官意見 (貸金業法第 22 条に違反する。)

証書の送付先の確認ができないとする事実が証明できないことから、貸金業法第 22 条に違反する。

事実関係

- ・ 本件については、24 店舗で 100 件を超える未返還事例が認められたが、その全ての債権書類が検査官の立入期間内に返却されている。
- ・ 本件の大半は数件の貸付金を 1 件にまとめたものであり、借換契約の際には顧客は必ず店頭に来訪したうえで契約している。

審理結果の概要 (検査官意見が妥当)

- ① 当社は、100 件もの案件において、貸付けの契約に基づく債権についてその全部の弁済を受けていたにもかかわらず、長期間にわたり債権証書の返還を遅滞していた。
- ② なお、当社は、「当該債権証書については、完済時に書類を返済者の下へ返却すべく連絡を試みたが連絡が取れず、債権証書の送り先の確認ができなかった。」としているが、検査官からの指摘を受け、すべての案件について「現在は返却済みとなります。」と回答しており、当社が債権証書を完済後に返還していなかったことにつき、斟酌すべき合理的な事情があったとはいいがたい。

Point

- ・ 貸金業法第 22 条の趣旨は、債権が消滅した場合、貸金業者に債権証書を遅滞なく弁済者に返還させることにより、債務者等を後日のトラブルから守ろうとするものである。
- ・ 民法では、弁済者に債権証書の返還請求を認めているが、上記を勘案したうえで、貸金業法ではこれを一步進めて、貸金業者に返還義務を課したものである。

(事例 7) 債務者区分

争点

親会社支援見込について（業種：不動産賃貸業・メイン先）

被検査機関意見（**要注意(その他要注意)先が妥当**）

同社を単体で検証した場合、現状において債務償還能力が不十分であり、かつ実質債務超過の先であるが、下記の事実を踏まえ、債務者区分を判断している。

- ・ 同社は親会社が実施した支援（債務肩代わり等）により、債務償還能力、実質債務超過状況のいずれについても改善傾向。
- ・ 賃貸先はいずれも良好で、当面、当社の業況は安定的に推移すると見込まれる。
- ・ 親会社と同社との間に「同社の経営環境悪化時には、親会社が同社を支援する」旨の覚書が交わされている。

検査官意見（**破綻懸念先が妥当**）

- ① 同社は現状事業を継続しており経営破綻の状況にはないが、債務償還能力が不十分、かつ実質債務超過の状態に陥っており、解消には相当の期間が必要。
- ② 今後の具体的な経営改善計画も策定されていない状況。
- ③ 「親会社と同社との間の覚書」には、具体的な支援内容の記載がない。

事実関係

同社の借入残高のほとんどを親会社が占めている。
（親会社の財務内容等には特段の問題なし。）

審理結果の概要（**被検査機関意見が妥当**）

親会社から同社への支援については、これまでの実績により明らかであるほか、今後の親会社からの支援を否定する事象も認められない。

したがって、引続き一定の支援は見込まれると考えられる。

さらに、現状において、同社の業況が安定しており、親会社の支援により、財務内容等も一定の改善が図られていることから、同社が経営破綻に陥り、債権の最終の回収に重大な懸念が生じているとは認め難い。

よって、同社の債務者区分は「**要注意(その他要注意)先**」が妥当。

Point 支援の実態及び今後の親会社支援の可能性・具体性の把握

- ・ 親会社との関連（資本、人的関係や事業の一体性等）の程度。
- ・ 親会社の過去の支援実績、及び今後の支援計画及びその妥当性。

(事例 8) 債務者区分

争点

財務内容の実態判断について（業種：不動産賃貸業・メイン先）

被検査機関意見（**要注意（その他要注意）先が妥当**）

- ① 償却の未実施を原因として、大幅な実質債務超過の状況にあり、その解消には長期間を要するが、安定した家賃収入が確保されていることから、キャッシュフローによる償還能力は認められる。
- ② 大口テナントの退去により入居率はやや低下。
(前期 97%→今期 91%) (建築後 4 年経過)
- ③ 繰越欠損金が存在する。
- ④ 全ての金融機関借入金について条件変更や延滞がなく、元本及び利息の最終の回収に重大な懸念があるとはいえない。

検査官意見（**破綻懸念先が妥当**）

- ① テナント入居率 100%になったと仮定しても、経常利益は減価償却不足累計額に満たないため、今後も長期間にわたり赤字体質の改善は見込めない。
- ② 大幅な実質債務超過。

事実関係

- ・ 借入金はオフィスビル建設資金のみ。
- ・ 減価償却の未実施・大口テナントの退去以外は、概ね当初計画に沿っている。
- ・ テナントはいずれも優良先。

審理結果の概要（**被検査機関意見が妥当**）

- ① 安定した賃料収入が確保できるとの主張は、高水準のテナント入居率から考えても妥当。
 - ② 実質債務超過は長期を要するものの解消は可能。また、繰越欠損金も減少傾向。
 - ③ 返済期間は当該物件の規模等からみても妥当なものであり、延滞も無く賃料収入から約定返済を行っている以上、経営破綻に陥る可能性が大きいとはいえない。
- よって、同社の債務者区分は「**要注意（その他要注意）先**」が妥当。

Point 赤字、債務超過の発生要因の把握

- ・ 赤字・債務超過の原因（赤字原因：計画自体に折込済みのものか、入居率・賃料水準の低下か、償却負担によるものか）
- ・ 当初計画と実績の対比 ⇒ 創業赤字との判断ができるかどうか。
- ・ 財務内容改善の実現性の検討（今後の収益見込みは現実的か）

(事例 9) 債務者区分

争点

経営改善状況と今後の見通しについて（業種：卸売業・非主力先）

被検査機関意見（**要注意（要管理）先が妥当**）

- ① 新たな販売チャネルである、会員組織に対する受注販売により販売拡大に努めており、売上は増加傾向。
- ② 上記により、実質債務超過の状況はやや長期を要するものの解消可能。
- ③ 経営改善計画については、ほぼ計画どおり達成（直近2期）。また、経常利益については計画以上に確保。
- ④ 不良債権の償却等から返済財源乏しく、証書貸付の条件変更（テールヘビー、基準金利未確保）を行っていることから、要管理先が妥当。

検査官意見（**破綻懸念先が妥当**）

- ① 経営改善計画において、売上が年々増加するとしているが、その根拠が不明であり、今後計画どおり推移するか判断ができず、当該計画は不十分。
- ② 不良化した貸付金や未収金により大幅な実質債務超過であり、解消には相当の期間が必要。

事実関係

- ・ 同社に対して、会員制販売組織から利益率の高い受注増加が決定済。

審理結果の概要（**被検査機関意見が妥当**）

- ① 経営改善計画をほぼ達成しているほか、販売の拡大等により売上規模は増加し、会員制販売組織からの受注増加も決定していることなどから、現時点において計画の妥当性そのものを否定するには至らない。
- ② 実質債務超過の解消は、不良貸付金や未収金を勘案するとやや長期を要すが、解消は可能。
- ③ 一方、財務体質強化のため、債務者の体力を踏まえた無理のない返済条件にて対応している。（基準金利未確保）
よって、同社の債務者区分は「**要注意（要管理）先**」が妥当。

Point

- ①再建計画の実現可能性について
（会員組織及びその他先への販売状況等の把握）
- ②実質債務超過の原因
（実質債務超過の状況及び財務内容に与える影響等の把握）

(事例 10) 債務者区分

争点

中小企業における債務償還能力の判定について

(業種：ホテル業 (ビジネスホテル)・メイン先)

被検査機関意見 (要注意 (その他要注意) 先が妥当)

- ① 全ての金融機関借入金について、条件変更や延滞がなく、約定どおりの返済が行われている。
- ② 実質債務超過は過大 (要因：関連会社貸付金・減価償却不足) であるが、経営改善計画 (骨子：役員報酬減額を中心としたコスト削減) により、短期間での債務超過解消を目指している。
- ③ 中小企業であり、法人・個人一体での区分判定が妥当。

検査官意見 (破綻懸念先が妥当)

- ① 本業収益をみると、低収益による赤字状態が継続しておりキャッシュフローが乏しい状況にあるほか、債務超過の解消には相当の期間が必要。
- ② 経営改善計画は策定されているものの、緒についたばかりで実績がなく、現状、妥当性の判断は困難。

事実関係

- ・ 決算書上の本業収益では、金融機関借入金の約定返済は困難。
- ・ 売上高、損益等は安定的に推移 (キャッシュフローに大きな変化なし)。
- ・ 関連会社貸付金については、相当以前に発生したものであり、残高の増加は認められない (関連会社の業況は既に回復)。

審理結果の概要 (被検査機関意見が妥当)

- ① 経営者一族は多額の役員報酬を得ており、また、経営者個人からの返済実績も認められることから、役員報酬削減を中心とした経営改善計画には一定の妥当性がある。
- ② 役員報酬カット等を考慮すれば、債務償還年数、債務超過解消年数とも極端に長いとはいえない。
- ③ 借入当初から、延滞・条件変更等もなく、約定どおりの返済が行われている。よって、同社の債務者区分は「**要注意 (その他要注意) 先**」が妥当。

Point 実態的な債務償還能力の確認

- ・ 事業規模や経営の実態等から、法人・個人を一体とみる先か否かを判断。
- ・ 中小企業では、高額な役員報酬を得ている一方で最終利益が赤字となっている先も多いため、現状の返済原資の確認などにより実態的な債務償還能力を確認。

(事例 11) 債務者区分

争点

経営改善計画の妥当性の判断について（業種：旅館業・メイン先）

被検査機関意見（要注意（要管理）先が妥当）

- ① 外部コンサルタントの指導に基づき、具体的な経営改善計画が策定されている。
- ② 計画終了時（見込み）の債務償還年数は相応の期間に止まっている。
- ③ 役員個人の資力を勘案すれば、当面の元利金の支払いに問題はない。

検査官意見（破綻懸念先が妥当）

- ① 大幅な実質債務超過（要因：借入過多・減価償却未実施）の上、償却前利益がマイナスであり、売上の低下に歯止めがかからない状況。
- ② 経営改善計画1年目から、実績が大幅に計画比下振れしている。
- ③ 役員個人等による返済により、形式的には元利金の返済は行われているが、返済相当額の融資が再度実行されており、実質的には利払いのみに止まっている。

事実関係

- ・ 損益計算書上では、営業利益の段階で赤字。
- ・ 法人、個人の資産合算後においても、実質債務超過。

審理結果の概要（検査官意見が妥当）

- ① 経営改善計画に基づき、具体的な改善策を実施しているものの、売上高の増加につながっておらず、さらに計画と実績との乖離幅が大きいことから、計画の妥当性は認められない。
- ② 役員個人の資力を考慮しても、キャッシュフローがないことから、債務償還能力は認められず、また、債務超過解消の目途も立たない。
以上のことから、同社は経営破綻に陥る可能性が大きく、債権の最終の回収に重大な懸念があると認められる。
よって、同社の債務者区分は「破綻懸念先」が妥当。

Point

- ・ 経営改善計画等の検証においては、計画の進捗状況、具体的な改善策導入の効果等（実績）を適確に把握の上、計画との対比を行いその妥当性を判断する。
- ・ 借入金に対する実態的な返済能力の把握（個人を含めたキャッシュフロー、資力等）。

(事例 12) 債務者区分

争点

既往貸出金を一本化した債権にかかる貸出条件緩和債権の認定について
(業種：個人「個人ローンのみの先」：メイン先)

被検査機関意見 (正常先が妥当)

- ① 当該貸出金は、既往貸出金（住宅ローン・マイカーローン・教育資金等）の一本化を目的として既存商品である〇〇ローンを利用したものであり、当該ローンの審査基準に照らし妥当と判断している。
- ② 既存貸出金について延滞等の発生なし。
- ③ 当該貸出金は固定金利であり、結果的に金利の引下げとなっているものであり、債務者の個別事情に対応したものではない。

検査官意見 (要注意(要管理)先が妥当)

- ① 既往貸出金の一部については返済期限の大幅な延長になっている。
- ② 実質的に返済軽減（返済額・金利）に応じている。

事実関係

- ・ 当該定型ローンの貸出先（非延滞先）は、以下のタイプに区分される。
 - ① 「単に複数の債権を一本化し、煩雑な資金管理解消を目的とした先」
 - ② 「他社借入れも含め、負債性資金の整理を目的とした先」
 - ※1) 当行は自己査定では、上記の全先を「正常先」と判定している。
 - ※2) ②については高金利借入金の整理等にかかるものであり、さらには、当該ローンの固定金利を下回る金利の適用先も認められており、これらの先については要注意先への区分変更で合意。
(通常、定型ローン【固定金利型】で固定金利を下回る金利での貸出はない。)

審理結果の概要 (被検査機関意見が妥当)

- ① 既往貸出金及び一本化後の貸出金のいずれも、遅滞なく返済が行われており、債務者に特段の問題は認められない。
 - ② 負債整理ではなく、通常ローンの一本化であり、債権管理に特段注意を要する先とは認められない。
 - ③ 既往貸出金の一本化により返済期限が実質的に延長されているが、当該商品の規定範囲内のものであり、金利も固定金利で個別の事情を加味したものではないことから、支援状況とは認められない。
- よって、本件にかかる債務者区分は「**正常先**」が妥当。

Point 要管理債権の認定においては、個々の支援実態の把握が必要

- ・ 条件変更を行ったという事象のみに着目した判断ではなく、実態として貸出条件緩和が行われたか否かを、基準金利で判断する必要がある。

（事例 13）債務者区分

争点

信用失墜により急激に資金繰りの悪化した先の債務者区分について

（業種：製造・卸業、メイン先）

被検査機関意見 （要注意（要管理）先が妥当）

- ① 関連企業及び当行による資金繰り支援が決定しており、資金繰り破綻の懸念は解消。
- ② 再建計画においても、関連企業による事業面の支援も計画されており、収益、実態バランスともに正常化を見込む。
- ③ 売上高の大幅な減少により資金繰りが悪化しているため、貸出条件の緩和に応じるなど金融支援中。

検査官意見 （破綻懸念先が妥当）

- ① 再建計画は同社自身の問題点や実態の把握に対する検証が不十分であり、合理性・妥当性が認められない。
- ② 売上高の急激な低下に対する具体的な改善策がなく、さらに売上の低下に歯止めがかからない状況にあることから、資金繰り破綻のおそれがある。

事実関係

- ・ 製品の使用者にトラブルが多発し、その原因として当社がテスト不十分のまま販売を行っていたことが判明。（過去にも同社は他の製品でトラブルが発生。）
- ・ 大口取引先の量販店が当社の製品の販売を休止したことなどから、売上高が急減。（現在、商品の広告宣伝も自粛）
- ・ 提携先との共同開発契約の解消により、当該製品に替わる新製品の開発力も不足。
- ・ 貸出金のメイン寄せが進行しており、当行の貸出比率が急増。

審理結果の概要 （検査官意見が妥当）

- ① 業績の急激な悪化からキャッシュフロー不足に陥っており、信頼の回復がなければ、事業継続は困難な状況にあると認められる。
- ② 再建計画は信頼回復に向けた抜本的な計画とはなっていない。このため、急速な販売回復に基づく事業計画の達成は困難な状況にあることから、資金繰り支援の効果も一時的なものと認められる。
以上のことから、経営破綻に陥る可能性が大きく、債権の最終の回収について重大な懸念があると認められる。
よって、同社の債務者区分は「破綻懸念先」が妥当。

Point 信用失墜 ⇒ 売上急減 ⇒ 資金繰り破綻

- ・ 信頼回復に向けた抜本的かつ合理的な再建計画・諸施策が重要。
- ・ 資産（実態バランス）の悪化に比し、資金繰り悪化が企業存続に与える影響は急激かつ直接的。

(事例 14) 債務者区分

争点

「ベンチャー企業」の実態判断について（業種：サービス業・メイン先）
成長性に係る判断 ①

被検査機関意見 (要注意(その他要注意)先が妥当)

- ① 債務超過解消年数⇒新規取引先との契約後の足元水準では要3年。
- ② 延滞、返済条件変更なし⇒有力企業から継続的に出資を受け資金繰り確保。
- ③ 足元の売上高・利益水準⇒直近の月次ベースでは売上高及び月間利益とも計画水準達成（17/3（決算期）以降、新規に有力企業と業務提携）。

検査官意見 (破綻懸念先が妥当)

- ① 表面債務超過、2期連続キャッシュフローマイナス⇒債務超過解消の見込みなし。銀行の自己査定基準でも破綻懸念先相当。
- ② 売上高・利益水準(17/3期)⇒計画比約6割。前期比でも低下傾向。
- ③ 技術力について⇒一応の社会的評価はあるが、17/3期では売上に結びついていない。今後売上増加につながる確証がない。

事実関係

- ・ 同社はいわゆるベンチャー企業。省エネ・リサイクル事業で県から各種認定を受けるなど、技術力には定評がある。
- ・ 有力企業からの出資は今後も継続見込み。

審理結果の概要 (被検査機関意見が妥当)

- ① 17/3(決算期)時点では、売上高等の実績値が計画値を大きく下回っているものの、有力企業との新規業務提携が見込まれており、自己査定基準日において、将来の売上増加が見込める。
 - ② 技術力等への一定の評価もあり、有力企業による出資を中心とした支援が創業以来継続しており、かつ延滞も無く約定返済を行っていることから、経営破綻に陥る可能性が大きいとはいえない。
- よって、同社の債務者区分は「**要注意(その他要注意)先**」が妥当。

Point 成長性を踏まえた改善の見通しの検討

- ・ 中小企業では事業計画書等が策定されていない場合が多いほか、決算書のみでは正確な実態把握は困難。このため、特にベンチャー企業にあつては経営者の資質や個人的な信用力をはじめ、企業の技術力、取引先の安定性等を把握し、これらを踏まえた成長性の検討が必要。

(事例 15) 債務者区分

争点

「ベンチャー企業」の実態判断について（業種：サービス業・メイン先）
成長性に係る判断 ②

被検査機関意見 （**要注意（その他要注意）先が妥当**）

- ① 同社代表者はコンピュータソフト開発の第一人者で業界内の評価は高い。
- ② 債務超過額僅少（▲10 百万円）⇒継続的に出資を受け、債務超過額増加を回避。
- ③ 延滞、返済条件の変更なし⇒継続的に出資を受け、資金繰り確保。
- ④ 創業4年目の中小企業⇒売上高等の低迷は景気動向による影響大。
- ⑤ 利益水準が改善傾向⇒前期経常損失 100 百万円、当期経常損失 70 百万円。

検査官意見 （**破綻懸念先が妥当**）

- ① 創業以来キャッシュフローがなく、収益弁済原資なし。
- ② 創業以来営業赤字が継続するなど業況低調であり、新規取引先の開拓もないなど、今後業績が好転する要素なし。
- ③ 同社製品のニーズは日本国内において未だ低調。

事実関係

- ・ 同社はいわゆるベンチャー企業。代表者は大手コンピュータソフト開発企業勤務後、当社を設立。
- ・ 同社への出資元は有力企業から徐々に個人中心へ変化。

審理結果の概要 （**検査官意見が妥当**）

- ① 創業以来、一貫して販管費が売上高を上回っており、17/3（決算期）時点でも依然、損益面での改善が全く認められず、今後の経営見通しが立っていない。
- ② 同社への出資元が有力企業から個人投資家へ変化しつつあり、資金面での不安が大きいことに加え、出資相当額は毎期の損失補填に使用されている。
- ③ 同社の中核事業であるソフトの開発・販売について、具体化した計画もなく今後の見通しは不透明。

以上のことから、同社は経営破綻に陥る可能性が大きく、債権の最終の回収に重大な懸念があると認められる。

よって、同社の債務者区分は「**破綻懸念先**」が妥当。

Point 製品ニーズ等を踏まえた改善の見通しの検討

- ・ 技術力の評価は高くとも、製品が時代のニーズに合わない等の理由で売上が低迷し、今後の改善の目途が立たないような先の債務者区分の判定にあたっては留意が必要。
- ・ 連続赤字を創業赤字とみなすには、今後の見通しが立っていることが前提。

(事例 16) 債務者区分

争点

土地開発公社の債務者区分について（業種：地方公社・メイン先）
経営改善計画の妥当性の検証

被検査機関意見（要注意（その他要注意）先が妥当）

- ① 債務者（市土地開発公社）は実質的に大幅な債務超過にある。しかしながら、今般、市は「経営健全化計画（5か年）」を策定し、用途が確定している土地の簿価買取りを決定している。さらに現在用途が未確定の土地の利用計画策定も織り込まれたことから、回復困難な実態にはない。
- ② 同計画は公的に認められた計画であり、また、既に初年度分の簿価買取資金は予算化されており、計画の実現可能性は高い。

検査官意見（破綻懸念先が妥当）

- ① 債務者は大幅な債務超過に陥っており、回復困難な実態にある。
- ② 同計画では、用途が未確定の土地は利用計画策定までしか行われず、計画終了時で、なお債務超過が解消されない。このため金融検査マニュアルにいう「実現可能性の高い合理的な経営改善計画」とは言えない。

事実関係

- ① 市策定の同計画は、総務省通知に基づき、県が審査のうえ適当と認めたもので、起債や特別交付税といった財政措置も講じられている。
- ② また、初年度分の簿価買取資金は、議会承認済みで既に予算化されている。
- ③ 用途未確定土地の利用計画は、2、3年次に策定されることとなっている。
- ④ なお、債務者の借入金は、元利金全額に市の債務保証が付されている。

審理結果の概要（被検査機関意見が妥当）

- ① 計画終了時点において、債務超過が解消されない計画であることは事実である。
 - ② しかしながら、同計画は県当局が適当と認めたものであり、相応の妥当性が認められるほか、簿価買取資金についても議会承認され、既に予算化されている。
 - ③ 公社の破綻可能性を判定するためには、同計画の進捗状況とあわせ、今後策定される用途未確定土地の利用計画の内容を十分に把握・検証する必要がある。
- よって、同計画施行直後の段階においては、公社の破綻する可能性が大きいとまでは言えず、「**要注意先**」にとどめるのが妥当であるが、今後策定される用途未確定土地の利用計画の内容如何によっては、下位変更もあり得ることに注意を要する。

Point 経営改善計画の妥当性の判定について

地方公社の査定は、原則として一般事業法人と同様の方法で行うこととされており、その経営や財務内容の実態を十分検証する必要があることは言うまでもない。さらに、法令や予算制度からの制限を受ける公社の特性なども十分勘案し、機械的、画一的な債務者区分判定に陥らないよう特に留意が必要。

また、金融検査マニュアルが「経営改善計画の妥当性の判断基準」を、あくまでも「目安」としていることにも留意が必要である。

(事例 17) 債務者区分

争点

老人ホームプロジェクトを進めているものの、計画どおりに進捗していない債務者の債務者区分について（業種：不動産業・メイン先）

被検査機関意見（要注意（要管理）先が妥当）

- ① 債務者は、大幅な実質債務超過の状況にあることは事実であるが、今後老人ホームプロジェクト（以下、「プロジェクト」）の事業主体を確定させ、事業主体に用地を 80 億円で売却することにより、借入金の返済が可能となる。
- ② また、現時点から 1 年後までに開発許可が得られる計画であり、当行は引き続き支援することを決定していることから、要管理先が妥当である。

検査官意見（破綻懸念先が妥当）

- ① 債務者は、大幅な実質債務超過の状況にあるうえに、当該プロジェクトの実現可能性に疑義があり、計画の進捗状況も芳しくない。
- ② また、債務者はプロジェクトに係る事業主体の選定に当たって 3 社と交渉しているとしているものの、交渉は進んでおらず、プロジェクトの成功の可能性も低いものと認められる。

事実関係

- ・ 債務者は、プロジェクトを進めつつ事業主体を確定させ、売却するとしているが、いまだ確定していない。
- ・ また、現時点から 1 年後までに開発許可を得るとしているが、具体的な手続は全く行われていない。
- ・ 当社保有のプロジェクト用地は、県により特定保留区域に指定されており、現況の山林での評価額は 10 億円程度、プロジェクトにより売却することを前提とした評価額でも 45 億円にとどまる。

審理結果の概要（検査官意見が妥当）

- ① 債務者は大幅な実質債務超過の状況にある。また、キャッシュフローはなく、自力での借入金の返済は不可能な状況にある。
- ② 自己査定時点においては、債務者は事業主体の候補 3 社程度と交渉を行っているものの、売却の見通しは立っていない。
- ③ さらに、開発許可の取得等の行政上の手続についても、その前段となる事前相談も行われておらず、現時点から 1 年後の開発許可の取得も事実上困難な状況にある。
- ④ 上記のとおり、プロジェクトでの土地売却を見込めず、大幅な実質債務超過の解消は困難であること、事業計画の進捗が大幅に遅延していることから、破綻懸念先とすることが妥当である。

Point プロジェクトの進捗状況の把握

- ・ 本件は、プロジェクトの成功以外での貸出金の返済は考えられないことから、プロジェクトファイナンスとしての視点で査定することも必要な案件。
- ・ このため、プロジェクトや開発行為等の行政手続の進捗状況のほか、採算面に問題が発生していないか、といった検証も必要。

(事例 18) 担保評価（将来の利用方法を前提とした担保評価について）

争点

現状とは異なる利用方法を前提に求めた鑑定評価額をもって、処分可能見込額とすることの妥当性について。

被検査機関意見

当該山林は霊園として有効利用する計画であり、当該計画に基づき鑑定評価額を算出している。従って、当該評価額を採用することに妥当性は認められる。

検査官意見

開発許可を得ていない山林について、霊園を想定した担保評価を採用することに妥当性は認められない。

事実関係

- ・ 『霊園建設計画』については、関係当局への許認可手続等の具体的な対応が未策定。
- ・ 対象不動産のほとんどに保安林の指定があり、現状では保安林指定解除の可能性なし。

審理結果の概要（検査官意見が妥当）

上記の事実から、現状において、霊園の建設に係る許可が行なわれる実現可能性は極めて少なく、霊園を想定した鑑定評価額を採用する妥当性は認められない。

従って、処分可能見込額の算定の際には、現状（山林）の評価を基本とし、必要に応じ、所要の修正を行うこととなる。

Point

①鑑定価格における前提条件の妥当性

②開発計画の実態及び実現可能性

- ・ 開発に伴い必要となる届出、条件、許可等の確認。
- ・ 上記を前提とした開発計画の妥当性等。

なお、「所要の修正を行う」とは、例えば、早期処分、換価困難性等の影響について必要な修正を行うことを示す。

（その他留意点）

- ・ 開発計画の位置付（債務者の財務内容等、実態の改善にどう寄与するのか）。
- ・ 広大地の評価における権利関係の反映においては、土地賃借権部分の評価額を鑑定評価額に含めることは鑑定評価上問題ないが、土地賃借権には抵当権を設定することができないことから、処分可能見込額の把握においては、当該部分の評価額を加えたままで採用とすることは妥当ではない。

(事例 19) 償却引当 (破綻懸念先の引当額の算定について①)

争点

破綻懸念先の予想損失率（貸倒実績率）の算定にあたり、期末において、算定期首Ⅲ分類額を超過する毀損が生じた場合に、算定期首Ⅲ分類額を上限として債務者毎の毀損額を認識し、引当を行う手法の合理性について

被検査機関意見

破綻懸念先に係る貸倒引当金の算定においては、Ⅲ分類額から生じる将来の予想損失額を引き当てることを示しており、Ⅱ分類額から生じる将来の予想損失額までも引き当てることを意味しないと考える。

検査官意見

算定期首Ⅲ分類額を上限として毀損額を算入する当該手法では、実際の毀損額が期首Ⅲ分類額を下回る場合には実際の毀損額を、上回る場合には期首Ⅲ分類額を毀損額として認識しており、これは毀損額の減少分のみを反映させることとなることから、毀損額の認識方法に一貫性がないものであり、合理性がない。

事実関係

期末において算定期首Ⅲ分類額を大幅に超過する毀損が生じている原因を分析した結果、担保評価について適切な評価手法を採用していなかったことにより、担保処分可能見込額が期首から継続して過大に算定されていたことが判明。（担保評価が適切でないことが原因）

審理結果の概要 (検査官意見が妥当)

貸倒引当金は債権金額のうち取立不能の見込額に該当するものについて計上するというのが、公正なる会計慣行である。この点を踏まえると、処分可能見込額の算定が不適切であり、Ⅱ分類額からの毀損発生が認められる場合は、当該金額も取立不能額と判断すべきであり、被検査機関の主張は合理性がない。

本事案のように担保処分可能見込額が期首から継続して過大に算定されている場合については、まず期末における担保評価手法の見直しを行った上で、当該手法と同様の手法により、算定期間期首に遡ってⅢ分類額を妥当なものに見直し、Ⅲ分類額の毀損実績率を再算定する必要がある。なお、予想損失額の算定にあたっては、上記により見直した毀損実績率を、期末Ⅲ分類額に乗じて算定することが合理的な考え方である。

当該原因の場合、期首の担保評価についても見直しを行わなければ、引当額が過剰になる可能性が大きい

Point 期末において算定期首Ⅲ分類額を大幅に超過する毀損が生じている原因の把握

(事例 20) 償却引当（破綻懸念先の引当額の算定について②）

争点

破綻懸念先の引当額の算定にあたり、経営内容を詳細に把握できる先については個別に回収可能額を見積もるべき、とした検査官意見の妥当性について

被検査機関意見

検査官は、取引先支援部署の対象企業であることと、個別引当先を結びつけているが、対象企業の全てに対して、適切に個別の回収可能額を見積もることは困難である。個別に回収可能額を見積もるべき先は、連結対象会社に限定している。

検査官意見

破綻懸念先については、個別引当が原則。被検査機関は、取引先支援のための専担部署を設置し、経営内容の改善を要する先を指定しており、それらの先については企業の実態を把握していると考えられるので、回収可能額の算定が可能。よって、これらの支援先については、個別に回収可能額を算定して引当すべき。

事実関係

取引先支援部署が対象としている企業について精査した結果、

- ① 連結対象会社については、資金繰り表や収支予想等が取引先支援部署に報告されているなど実態や計画を十分に把握しており、将来のキャッシュフローを合理的に見積もることが可能。
- ② その他の先については、債務者の実態を十分に把握しておらず、将来のキャッシュフローを適切かつ合理的に見積もることは困難と認められた。

審理結果の概要（被検査機関意見が妥当）

上記①に該当する先については、個別に見積もることに意見の相違はないと考えられる。しかしながら、上記②に該当する先については、キャッシュフロー等、債務者の実態を十分に把握しておらず、現状において、個別に回収可能額を見積もるべきとまでは言えない。

Point 償却・引当における合理性、十分性の確保

破綻懸念先に対する債権に係る引当については、個別引当が原則であり、債務者ごとの実態把握が必要。特に経営に与える影響の大きな大口与信先については、個別引当が望ましい。

引当手法等については、以下の点などについて留意。

- ・ 引当額は毀損実績との対比において十分であるか。
- ・ 採用手法は各種の施策と整合し、合理的であるとともに精緻なものとなっているか。

（事例 21）償却・引当 （異常値控除の取扱いについて）

争点

地方公社向け貸出金に係る異常値控除の取扱いについて

被検査機関意見 （毀損額を異常値として控除することが合理的）

- ① 各地方公社は根拠法に基づいて設立されているほか、地方公共団体 100%出資の外郭団体であり、地公体と実質同一体。⇒ 業種属性に特異性。
- ② 毀損発生の要因は、一般債務者のように破綻処理に伴うものではなく、特定調停という手法により、強制的に債権放棄を要請された点にある。⇒ 毀損発生の予見が極めて困難。
- ③ 当行の地方公社向け貸出は同公社のみ。⇒ 今後同様の事例は発生しない。

検査官意見 （毀損額を異常値として控除すべきではない）

- ① 同公社の主たる業務は造成宅地の販売であり、融資を受ける形態も有担保（不動産）中心。一般の不動産業向け融資と類似。⇒ 業種属性に特異性なし。
- ② 同公社の財務内容は、経済環境の変化による影響を受け悪化。また、特定調停の利用も地方公社の処理スキームの 1 つ。⇒ 毀損の発生原因に特異性なし。
- ③ 地方公社向け貸出が実行される可能性はある。⇒ 今後も同様の事例が発生し得る。

事実関係

- ・ 同公社向け全貸出金は地公体の損失保証付。
- ・ 当行は地方公社向け貸出金について、地公体の債務保証（損失保証を含む）があれば、公社の財務内容の如何を問わず、債務者区分を「正常先」としている。

審理結果の概要 （検査官意見が妥当）

- ① 同公社は地公体の監督下にあり、本来地公体が行うべき業務の一部を遂行している点のみに着目すれば、特異性が認められる。
- ② しかしながら、信用リスクを認識した段階においては、一般事業者と同様に信用リスクの所在に応じた管理が当然に必要。さらに、毀損の発生原因も長期不況で倒産した不動産業等と同様である。
- ③ また、本件における特定調停スキームに伴う毀損額についても、破産等法的処理と比較し少額に止まっており、毀損額に合理性が認められる。
- ④ よって、毀損の発生要因に特異性がなく、今後も同様の毀損発生の可能性を否定できないことから、毀損額を異常値として控除しないとするのが妥当である。

Point 地方公社向け債権からの毀損発生もあり得ること

- ・ 信用リスクを認識できた以上、信用リスクに応じた与信管理が必要であり、毀損発生も特異な事象ではない。
- ・ 特定調停は問題解決の手段に過ぎず、フル保全であっても結果として毀損が発生することは、一般債務者でもあり得ること。

(事例 22) 会計処理 (有価証券の保有区分について)

争点

外国債券の保有区分について

【商品概要】

払込日 19XX年X月X日 償還日 20YY年Y月Y日 (15年)

額面金額 1億円 利率 (省略)

償還額 250万豪ドル×(10営業日前の)為替レート(円建て)

期限前償還額 1億円(発行体のみが期限前償還する権利有り)

被検査機関意見 (満期保有目的として分類)

- ① 額面1億円につき、外貨(250万豪ドル)が償還されるものと認識している。この結果、償還時の為替により受取るべき外貨は変動せず、満期日及び満期額が決まっているものである。
- ② 満期額が確定していることから、為替レートが1豪ドル=40円より円高にならない限り元本が毀損するリスクは極めて小さいものであり、実質的に満期保有目的の債券として区分することが可能。

検査官意見 (満期保有目的として分類できない)

- ① 償還金額は豪ドルの仮想元本に為替レートを乗じて算出されるものであり、償還時の為替相場によっては、額面金額未償で償還される可能性がある。
- ② 元本(額面)毀損のリスクについては、リスクの大小にかかわらず、その有無により判断すべき。

審理結果の概要 (検査官意見が妥当)

「金融商品会計に関する実務指針」によると、満期保有目的に区分できるものとして、①「あらかじめ償還日が定められており」②「額面金額による償還が予定されている」こと及び③「満期まで所有する意図をもって保有する」ことという要件が明記されている。

ここで、額面(券面)金額については目論見書において1億円と明記されており、満期時の償還額はその額面に対し250万豪ドル×為替レートにより決定されるため、額面金額の償還が100%確定しているものではない。これは実務指針の「額面金額による償還」の要件を満たしていない。

従って、満期保有目的の要件を満たさないものと判断せざるを得ない。

Point

債券を取得した時点において、当該債券の発行者が元本の償還及び利息の支払に関して支障をきたすおそれがあると認められる状況にある場合には、当該債券は満期保有目的の債券としての適格要件を満たさない。(参照：金融商品会計に関するQ&A)

（事例 23）会計処理（有価証券の保有区分について）

争点

満期保有目的区分としている債券の一部をアウトライヤー基準対策で売却方針とした際の保有目的区分について

被検査機関意見（保有する全ての債券の保有目的区分は、変更を要しない。）

- ③ アウトライヤー基準は「金融商品会計に関する実務指針」第 83 項ただし書き⑤でいう「監督官庁の規制・指導」に該当すると当行は判断する。
- ④ 当行の対応は、監督指針Ⅱ-2-5-3 を踏まえたものであり、上記①の考え方により、当行が保有する全ての債券の保有目的区分を変更する必要はない。

検査官意見（保有する全ての債券の保有目的区分は、他の区分へ変更を要する。）

- ① 同基準は、当局が行うヒアリングのための目安に過ぎず、実務指針にいう「監督官庁の規制・指導」には該当しない。
- ② よって、満期保有目的の債券の一部売却方針を機関決定したのだから、実務指針第 83 項により満期保有目的としている全ての債券は、他の保有区分への変更を要する。

事実関係

- ・ 当行が保有する満期保有目的区分の債券は、当該仕組債と国債のみである。
- ・ 当行は、同基準を大幅に超過した状態にあることから、監督指針に基づく行政措置を受ける蓋然性が高いと判断し、同基準のクリアのため、過去に大量に購入した仕組債の売却方針を機関決定した。なお、この決定に当たって、満期保有目的区分の債券は、いずれも保有目的区分の振替えは行っていない。
- ・ 当行の銀行勘定の金利リスク量は、当該仕組債の大量保有が影響し、同基準（20%）を大幅に上回っている。
- ・ 当該仕組債の売却は、同基準のクリアのみが目的であり、売却完了時の金利リスク量も 19%にとどまるなど、必要最小限の対応となっている。

審理結果の概要（被検査機関意見の一部が妥当）

以下の理由により、国債を満期保有目的として継続することは妥当である。しかしながら、当該仕組債については、既に売却方針を決定しており、満期保有の意思がないことから、他の保有区分へ振り替えるべきである。

- ③ 監督指針では、同基準に基づく行政措置や指導などが明記されており、一般的な見方として、監督指針の当該規定は、実務指針にいう「監督官庁の規制・指導」に該当する。
- ④ 当該仕組債の売却は、同基準のクリアのみが目的であり、最小限の売却しか行われぬ。
- ⑤ 「当該仕組債を保有し続けた場合、行政措置が行われる可能性は否定できず、この事態を回避するためであった」とする当行の主張は、合理的と認められる。

Point

- ・ 実務指針第 69 項、第 80 項では満期保有目的区分の債券の要件を厳格に定め、恣意的な売却や区分振替えを認めていない。
- ・ 本事例は、同基準のクリアのみを目的とした対応である。同様の事例であっても、恣意的な会計処理を目的としたものなどには適用できないことに留意。

(事例 24) 会計処理 (不動産流動化後の買戻し)

争点

流動化した不動産について、短期間に買戻しを行なった場合の会計処理について

被検査機関意見

複数の支店ビルについて一括して流動化を実施したものの、1 件の売却を行うことなく、その約 2 年後に全物件の買戻しを行ったことは事実であるが、経営計画に基づくものであり、当初の流動化が否定されるものではない。

検査官意見

同社の行なった買戻しは、損失回避を目的としており、妥当性は認められない。

事実関係

- ① 流動化実施時において、同社は、流動化物件を第三者へ順次売却すること及び買戻しの意思がないことを明らかにしていたことで、当該流動化は経済合理性にかなう取引として認められていた。
- ② 主要物件である A 支店ビルに関する記録には、「流動化当初時点において、今後買戻す意向であった」ことが記載されている。
- ③ B 支店ビル、C 支店ビル等について、好条件のオファーがあったものの、主要拠点であることや収益物件である等の理由により売却を行っていない。

審理結果の概要 (検査官意見が妥当)

当該買戻しは、1 物件の売却も行わないまま流動化後約 2 年という短期間で行われており、自ら当初流動化の合理性を否定した状況となっている。

このため、今回の買戻しについて、合理的な経営計画の一環としての取引であるか、さらに、支店ビルの譲受会社 (SPC) における当該資産の取得の合理性及び資産の運用の主体性があるか等について、実態を踏まえ検討したが、合理的な買戻し理由は認められない。

以上のことから、当該買戻しは妥当性が認められず、売買取引がなかったものとして、売却前の帳簿価額に修正する必要がある。

(参照)「関係会社間の取引に係る土地・設備等の売却益の計上についての監査上の取扱い」(昭和 52 年 8 月 8 日付監査委員会報告第 27 号)

(※本件は、平成 12 年 8 月 1 日以前の取引のため、当該指針に基づき判断。)

Point 買い戻し時点における実態を適切に反映した判断が必要。

- ・ なお、当初が平成 12 年 8 月 1 日以前の取引であっても、平成 12 年 8 月 1 日以降に更新 (リファイナンス) を実施した場合には、実務指針 (注) に照らして、適切な処理を行う必要がある。

(注)「特別目的会社を活用した不動産の流動化に係る譲渡人の会計処理に関する実務指針」(平成 12 年 7 月 31 日付会計制度委員会報告第 15 号)

(参考)

1. 意見申出制度の目的と趣旨

金融検査の質的水準及び判断の適切性の更なる向上を図り、もって金融検査に対する信頼を確保することを目的として、「意見申出制度」を実施しています。

本制度は、検査官と被検査機関とが十分な議論を尽した上でも認識が相違した項目がある場合に、被検査機関が当該相違項目について意見を申し出る制度です。

したがって、被検査機関は、意見申出を行ったことを理由に、不利益を受けることはありません。

2. 意見申出実績

① 申出数（機関数ベース）

（平成20年6月末現在）

	銀行	協同組織 金融機関	保険会社	貸金業者	その他	計
11～16 事務年度	14	6	2		2	24
17 事務年度	2	2	0	3	0	7
18 事務年度	3	0	0	2	0	5
19 事務年度	1	0	0	0	0	1
計	20	8	2	5	2	37

(注1) 事務年度は7月～翌年6月（検査実施日ベースで計上）

(注2) その他： 前払式証券発行者・抵当証券業者・信用保証協会・火災共済協同組合・証券会社・政策金融機関等

② 申出事案数

申出項目	申出事案数			
	11～19 事務年度合計	17 事務年度	18 事務年度	19 事務年度
法令等遵守態勢	31	4	21	0
資産査定管理態勢	288	6	7	4
自己査定	236	4	5	4
うち債務者(債権)区分	168	4	1	3
うち不動産担保評価	29	0	0	1
償却・引当	52	2	2	0
会計関係（査定、償却除く）	20	2	2	0
その他	9	8	0	0
合計	348	20	30	4
（うち金融機関意見採用）	(155)	(5)	(16)	(0)

※ 金融機関意見採用 45%